

広報

NO. 158

平成5年7月1日発行



村章



(恩納村の人口)	
平成5年5月末現在	
人口	8,973(+3)
男	4,602(+7)
女	4,371(-10)
世帯数	2,747(+9)
( ) 内は前月比	



午前7:00

木漏れ日の中でほうきの音がきこえる。

『遊び庭』の清掃をやりはじめて20年余。

「ここ『遊び庭』は区民の集まりどころだからね、ウステークをやったり、村芝居やエイサーをやったり、ときには子どもたちが遊んでいたね、みんなが集まるところだものきれいにしなきゃね。時々は近所の人も手伝ってくれてね昨年か娘や孫が近くに越してきてね一緒にやってくれるようになったので、だいふ楽になりましたよ。元気なうちは頑張らなきゃ。」と笑って話す山城カマダさん91才。

恩納村役場

編集発行/総務課

印刷/たいよう印刷



夏です

海です

うんなまつりです

7月24日・25日

コトブキコテイ広場

ご家族お揃いで

おでかけ下さい。

催しもの

○りんけんバンド

○村民のタベ

○ジョークマンバンド...etc

## 〈質問・意見・要望の抜粋〉

1. デイサービス事業、ショートステイ事業について
2. 老人ホーム入所について
3. 入浴サービスについて
4. 健康教育、健康相談等の実施について
5. デイサービス・センターの見学について
6. 骨折予防について
7. 介護者への福祉サービス対策は、どのように対処されているか。
8. ボケ予防について
9. 世代間交流を主軸とした事業を、地域に密着した字単位で実施して欲しい旨、要望があった。
10. ねたきりゼロへの10ヶ条を各字で説明する。
11. ホームヘルパーの派遣について
12. リハビリの回数を月2回から週1回に増やす事は出来ないか？
13. ボランティアの育成について
14. 骨折しないための運動について
15. 人間ドック（国保予算）の対象年齢制限を引き上げて欲しい旨要望があり
16. 国保財政について、一般財源からの保填はないか。
17. 各字老人会への補助金を増額して欲しい。
18. いろいろな福祉制度があるが、まだまだ一般住民の間に浸透していないのが現状である。もっと努力して欲しい。
19. 民生委員の業務活動について
20. 眼科医の設置について、村として計画しているか。
21. 生活福祉資金の貸付について
22. 福祉サービスに関する申請事務を公民館等で実施できるよう窓口を広げて欲しい旨、意見があった。
23. 老人福祉センターの建設計画はあるか。
24. 各字単位で、老人が集まって楽しめる施設が欲しい。
25. デイサービスを受ける際の診断書の費用負担は出来ないものか。
26. これからの高齢社会に向けて、老人ホームの必要性は高まるものと見込まれているが、老人ホームの新設は計画されているか。
27. 年に2～3回、各地域での血圧測定等を実施して欲しい。
28. 福祉施設等の視察研修で公用庫（バス）の借用は可能でしょうか。
29. 手話サークルの実施について
30. 困窮世帯に対するデイサービス事業の個人負担分について、村からの補助はできないでしょうか。
31. 保育所のように、昼間だけ預かってもらえる施設が欲しい。
32. ねたきり者に対する精神面の援助は、どうなっているか。
33. 給食サービスの実施状況について。
34. 障害関係の諸手続き後の通知が遅いのがどうしてか。
35. 夜間に年2回程度の健康教育、健康相談等を各字単位で実施して欲しい。
36. 老人を支えるのは、これからの若い世代であり又、これから生まれてくる子供達である。これから生まれてくる子供達が、すくすく育ち将来カルシウム不足のため、ねたきりにならないようにする為にも、今の若い婦人達に対し十分なる栄養指導を実施して欲しい。
37. スポーツセンター並びにトレーニングセンターの設置を望む。



# 老人保健福祉懇談会を終えて

老人保健および老人福祉の地域懇談会を各字で実施した結果、多岐にわたる質問、意見、要望等がありました。中でも、高齢者の方々からの積極的な要望等は、若者たちのこれから辿る「我が行く道」でもあり、けっして高齢者だけの問題として単に片付けられるものではなく、高年齢者の方々は「ねたきり老人」「痴呆老人」になるのではないかと一抹の不安を抱いて生活している人がほとんどで高年齢になっても、自分の生まれ育った地域で家族と一緒に天寿を全うしたいという思いが強いようです。「老人ホームの墓場より自宅の墓場の方が何倍も暮らしやすい」と話されていた高齢者の言葉がそれを裏付けています。

老人保健福祉計画は、老人保健事業の予防事業に重点を置き、保健事業で対応できない分野を福祉サービスとして提供体制の確立によって補うよう検討する必要があります。各地域からの要望で一致していることは「恩納村は細長い地域であるため、中央での保健事業より、各字単位の事業計画を確立して欲しい」とのことでした。今回の懇談会を実施し、青年会、成人会、婦人会の参加が、老人会の参加と比較して極端に少なかったことは、更に検討する必要があります。また、平成五年度から実施の運びとなったデイサービス事業については各字から多くの質問が寄せられており、より多くの村民の理解が得られたものと思われ

ます。なお、要望等の抜粋については、左表のとおりです。



仲泊遺跡地内の比屋根坂を登る参加者

# 遺跡 文化財学ぶ

琉球王朝府時代の道を歩いて地域の歴史を学ぼうと五月八日、仲泊遺跡を起点に史跡や文化財を巡る「歴史ロードを歩こう」(恩納村教育委員会主催)が行われました。

催しには親子連れや子ども会のメンバーたち百三十人余が参加しました。

村の文化財保護審議委員の仲村春吉さんらの説明を受けながら、一八二四年に商船の難破で仲泊の浜に打ち上げられた中国人の「唐

## 「歴史の道」パンフレット作成

人墓碑」や「仲泊遺跡・石畳道」(国指定史跡)、護佐丸最初の居城だったとされる「山田グスク」、おいはぎが出没したという多幸山の「フェレー岩」、「真栄田の一里塚」など地元に残る史跡などを丹念に見て回り、王朝時代に想いをはせる貴重な体験をしました。

### 「歴史の道」とその周辺の文化財

<p><b>● 唐人の墓</b> (村指定文化財)</p> <p>1824年、中国船が難破し、乗客の遺体が発見された。そのうち、唐人の墓が複数発見された。現在は、史跡として保護されている。</p>	<p><b>● 仲泊遺跡</b> (国指定史跡)</p> <p>琉球王朝時代の史跡。現在は、史跡として保護されている。</p>	<p><b>● 護佐丸父祖の墓</b></p> <p>護佐丸の父祖の墓。現在は、史跡として保護されている。</p>
<p><b>● 比屋根坂の石畳道</b></p> <p>史跡として保護されている。</p>	<p><b>● 山田グスク</b></p> <p>史跡として保護されている。</p>	<p><b>● 寺川証跡</b></p> <p>史跡として保護されている。</p>

約四百年前の琉球王朝時代に造られた山田区から真栄田区までの三・五キロメートルにわたる「歴史の道」を復元、整備が終わりつつあることを受け、恩納村教育委員会(大城英喜教育長)は、歴史の道とその周辺の文化財を紹介するパンフレット「国頭西海道」を作成しました。

パンフレットはA4版一枚で歴史の道の略図のほか、国指定史跡の仲泊遺跡、村指定文化財の唐人墓碑、護佐丸父祖の墓、真栄田の一里塚などが写真入りで説明されています。

歴史の道には四百年前の石橋を復元した谷川缸などもあり、琉球王朝時代と現代が交差する不思議な空間を醸し出しており、教育委員会では「多くの人が先人の通った道を歩き、歴史の重みを感じてほしい」と呼びかけています。

## 活動の活性化について

### 討論

#### 恩納村婦人会幹部研修



講師に耳を傾ける婦人の皆さん



婦人会役員の資質の向上のため恩納村教育委員会(大城英喜教育長)と村婦人会(名城幸代会長)は五月二十四日、二十五日の二日間、字安富祖のホテルみゆきで本年度の婦人会幹部研修会を開きました。

研修会には、各字婦人会の三役ら五十人が参加し、婦人会活動を活性化させるための方策などについての討論や情報交換をしました。

初日は午後から県教育庁生涯学習振興課の野波トシ主事が「これからの女性にもとめられるもの」と題する講演とレクレーションが行われました。

野波主事は出生率の低下、結婚の際の男女の年齢や寿命の違いから女性が配偶者より平均で九年間長生きすることなどを挙げ、生涯学習の大切さを強調し、「家庭、職業、地域、個人の四つのバランスの取れた学び続ける女性にならな



「これからの女性にもとめられるもの」と題して講演する野波トシ主事

う。」と話しました。

二日目の二十五日は「会活動の活性化を目指して」をテーマにしたグループ討論会が持たれ、リーダーの養成、魅力ある会活動について活発な意見が交わされました。

名城会長は「婦人会としていかに地域活性化を図るかなど、研修で学んだことを地域に根差した活動にかしていこう」と呼びかけていました。

# 教育功労者で表彰



大城英喜教育長

六月二日、東京で開かれた全国町村教育長会の定期総会・研究大会で大城英喜教育長が、教育功労者として表彰されました。  
大城教育長は一九七四年からこれまで延べ十四年にわたった教育長としての功労がたたえられました。

## C G G 定期総会

恩納村心豊かなふるさとづくり推進協議会（比嘉茂政会長）の総会が六月十日、コミュニティセンター中会議室で開かれました。  
九十三年度の事業計画と予算が全会一致で決められました。  
県振興開発室の一九九一年度に「心豊かなふるさとづくり推進モデル地区」指定事業を受けており、今年は三年目に当たります。モデル地区では、今年度はグリーン事業に重点をおきながら、C G G運動をさらに充実強化し、各種団体へのクリーン、グリーン、グレイシヤス推進を基本理念のもとに地域の活性化に努めます。



### 恩納村

#### 普及事業

#### 連絡協議会

恩納村普及事業連絡協議会生活改善グループでは「農漁村のよさを生かした健康で住みよい村づくり」をスローガンに五月十一日、婦人の家において、平成五年度定期総会が行われました。

総会には五十人余が参加、平成四年度会務報告、決算、平成五年度会活動方針と予算をそれぞれ原案どおり承認しました。  
平成五年度の役員は次のとおりです。

- 部長 當山文子
- 副部長 大城洋子
- 会計 新里洋子
- 監事 宮平美代子
- 幸地米子

## 生きている 絵本の世界

種村エイ子先生（京都府総合資料館勤務）を講師に迎え、恩納小中学校PTA（津嘉山弘会長）主催による「絵本の講習会」が六月四日、コミュニティセンターで行われました。  
親子連れや村内外から五十人が参加、「子どもと絵本の出会い」「子どもに絵本の楽しみを」「読み聞かせの楽しみ」を三つのテーマにそって、絵本を読みながら、わかりやすく「生きていること」を「からだで感じとる絵本の世界の実技講習」が行われました。



わかりやすく「生きていること」を

# ナイスショットで 福祉に貢献



恩納村商工会では、恩納村及び恩納村社会福祉協議会との共催による「恩納村地域活性化基金造成チャリティゴルフ大会」を五月二十六日に開催し、六月十日、その収益金から、車いす五台と福祉基金合わせて七十二万六千円余相当を村社会福祉協議会(仲松弥篤会長)に寄付しました。



チャリティーゴルフ共催者を代表して、村長から仲松会長に目録が贈られる。

## 名護療育園に一日訪問



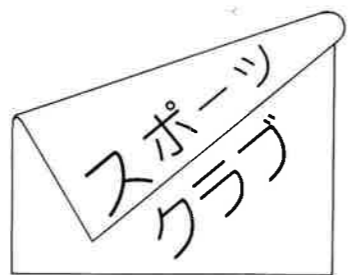
重度心身障害児施設・名護療育園(高江洲悦子園長)で五月十六日、仲泊中学校の生徒十人がボランティアサークルを中心に「一日見さん姉さん」として、施設の子どもたちと一日を過ごしました。

一緒に散歩しようよ!

生徒たちは園職員のアドバイスを受けながら、散歩や昼食の介護、車いすの掃除などを行いました。最初は戸惑っていた生徒たちも子どもたちとの触れ合いの中で次第に心が通いすっきり「お兄さんお姉さん」になっていました。



# 熱い戦い



## 新報北部小学生・中学生 バレーボール選手権大会

第十回新報北部小学生・中学生バレーボール選手権大会(北部バレーボール協会、琉球新報社主催)が五月十五日、十六日の両日、名護市の二十一世紀の森をメイン会場に小学校十五(男子四、女子十一)チーム、中学校四十一(男子十五、女子二十六)チームが熱戦を展開しました。その結果、男子の部において、小学生の部で恩納クラブが二年連続四度目の優勝を、また、中学校の部において、仲泊中学校が準優勝を飾りました。



恩納クラブ優勝(小学生の部)

# 塩屋チーム優勝

## 第一回駅伝大会



第1回の栄光は塩屋チームに輝く

## 前兼久チーム優勝

### バトミントン大会

五月十六日、喜瀬武原校体育館において、恩納村体育協会(新門信雄会長)主催の第十回バトミントン大会が行われました。

試合はトーナメント方式で順位決定戦、七チームによる熱戦が繰り広げられました。決勝戦では、三連覇の優

勝をねらう山田チームと前兼久チームが白熱した試合展開をみせ、前兼久チームが三年ぶり二度目の優勝を果たしました。

なお、結果は次のとおりです。

- 優勝 前兼久チーム
- 準優勝 山田チーム
- 三位 塩屋チーム

五月二十三日、喜瀬武原区において、恩納村体育協会(新門信雄会長)主催の第一回駅伝大会が行われました。第一回とあって、参加チームは八チームと少々少なかったものの各チームとも息のあった力強い走り、八区間二十一・四キロメートルの熱戦が繰り広げられました。

- 優勝 塩屋Aチーム
- 準優勝 南恩納チーム
- 三位 瀬良垣Aチーム



三年ぶり二度目の優勝前兼久チーム



日本は世界一の長寿国になりました。それも急激に変化したので、あれこれ戸惑いが起きています。そのなかの一つに大人のむし歯予防があります。

人生五十年代には早期発見・早期治療が有効な手段でした。今でも早く見つけて早く治した方がよいに決まっています。しかし八十歳まで生きるとなれば、治すことだけで歯を長持ちさせるのは無理だと分かっています。

むし歯にしない予防対策が絶対に必要だということになったのです。その対策は今でも、昔ながらの「砂糖に気をつける」とこと「歯を磨く」ことの二つです。

なんとだと思われるかもしれませんが、研究が進んでこの二つの有効性がはっきり分かっています。細かいことはさておいて、砂糖の食べ過ぎを改めるのは至難の技です。甘党の人に

# 虫歯予防していますか

とってはこれ以上残酷な話はないでしょう。しかし成人病予防のためにも、厚生省は一日の砂糖量を四〇g以下にしないとい「健康づくりのための食生活指針」の中で言っています。

調味料に半分使うとすれば、し好品の分は二〇gになります。大ざっぱにいってケーキやまんじゅうは一日にどれか一つになります。甘党の人にとってはとても我慢できない分量です。

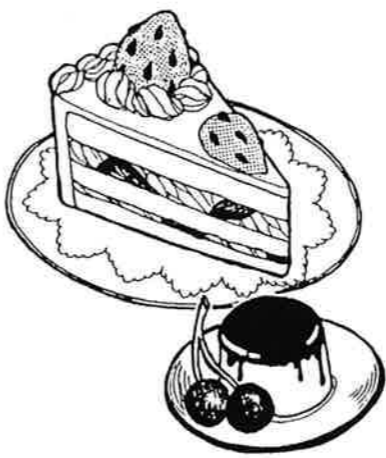
甘党でなくても、例えば煙草を止めたい口さみしさをまぎらすため、あめをなめてむし歯をつくってしまった人がいます。あめといえば、職業的にのどを保護するつもりで歯を悪くした人がいます。また健康を考えての山歩きだったのに、あめをなめ続けむし歯になった人もいます。

ほかにもいろいろな例がみられるようになります。自分の健康を考えて、よかれと思っただけで歯を悪くしてしまっただけです。残念としかいいようがありません。

さて甘党にしないための対策は離乳食の時までさかのぼります。三歳までの味覚形成がその人の一生を支配してしまうからです。

甘い味は強烈ですから、いったん覚えるともっと欲しくなります。こうなると野菜を食べなくなり、好き嫌いが始まってしまふのです。一方で空腹が待たなくなり、菓子の食べ始めが始まり、食事をかまさない、飲み込まない(口に入れてばなしの)子になってしまいます。

子どもの生涯にわたる健康を考えると、何でも好き嫌いを食べられるように、三歳までの味覚形成を考えてやるのが親の務めということになります。この計画を邪魔する甘い菓子は後回しにすべきでしょう。子どもの健康的な食生活が実はむし歯予防になっているのです。



## 妊娠から出産・子育てまで

# 夫のためのママ情報

マザーリング研究所代表 たけながかほこ

妊娠中の妻と外出するときには、妻の立場にたったエスコートが必要で、外出先で一般的に妻が困ることは次の三つです。これらを念頭において付き添うことを心がけてください。

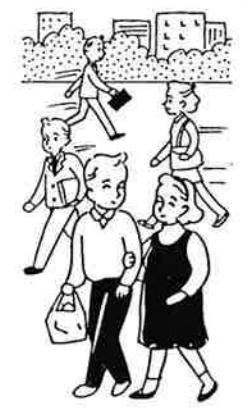
**妻の歩調に合わせる**

一つは、歩く速度が妊娠前よりグンと遅くなっている。夫の速度についていきにくいことです。単純に体重が重くなっているだけなく、ホルモンの影響で心拍や血圧も妊娠前より上がっています。だからちょっととした坂道でもハイハイと息が荒くなり、サッサッと歩くとすぐに疲れてしまうのです。ここは一つ、妻の歩調に全面的に合わせてください。そのために、いつもより倍以上の時間が必要かもしれません。友人などと時間を決めて約束を

しているなら、余裕をもってスタートするようにしてください。二つ目は、つわりはいつも理由もなく突然に起こることを覚えておきましょう。月数に関係なく、立ち寄った先々で妻が吐き気を催したり、めまいや気分の悪さを訴えたりしたら、「時と場所を考えろ」と言っても無駄です。いつでも突然に起こるのがつわりなのですから。ここは潔く妻の立場にたって、介抱してほしいものです。

**妊娠中・後期の旅行は大丈夫?**

三つ目は、ドライブや歩行中に「おなかが張った」と妻が言ったら、休む目安と考えてください。四、五か月を過ぎるころから、長く立ち続けたり歩き続けたりすると、妊婦はおなかが張ることが多くなります。これは、子宮筋の運動の一つですから特に心配をする必要はありません。



おなかが目立ち始めると一緒に歩きたがらない夫がいます。これは、「妻が威張っているように見える」ということに原因があるようです。ですから、おなかが大きくなって夫と歩きたいのなら、妻の心配りも必要です。ちょっと斜め後ろから、夫の腕を軽く持つ姿がスマートに見えますし、安全です。さらに、おしりをほんの少し突き出す感じ、そんな気持ちの姿勢が妊婦をきれいにさせることも知っておいてください。

が、そのときの移動は妊婦にとって苦痛です。五分くらい休んで、楽になったら移動してください。ドライブのとき、おなかが張った状態でも車を走らせることはできませんが、妻が「苦しい」と言ったら、車を止めて休憩をとります。

# お気軽にご相談下さい

- 相談や申立てについての費用は一切無料です。
- 秘密は固く守られます。



## 検察審査会法施行45周年

今年、検察審査会法が施行されて45周年になります。交通事故などの被害にあって警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような場合に、その不起訴の処分が正しいかどうかを審査するのが検察審査会です。

検察審査会事務局では、検察審査会の役割を紹介したビデオ映画を貸し出しています。詳細は、那覇検察審査会事務局(☎098-855-3366)まで、お問い合わせください。

## 商業登記制度100周年について

商業登記制度は、明治26年7月1日に創設されて以来、平成5年7月1日をもって「100周年」を迎えることになりました。

商業登記は、会社その他の商人に関する一定の事項を商業登記簿に記載し、これを一般に公示して会社その他の商人と取引する相手方が不測の損害を被ることのないように取引の安全と円滑を図り、あわせて商人自身の信用を保持する制度です。

ところで、会社登記の一端に触れますと、新たに会社を設立する場合、資本の額が、株式会社にあっては1,000万円、有限会社にあっては300万円を下る設立登記の申請はできません。また、現に存在する会社で、その資本金がこの最低資本額に満たない会社は、平成8年4月1日までに資本金を最低資本の額以上に増資の登記をしなければ解散したものとみなされます。

なお、商業登記は、登記原因が発生してから一定の期間内に登記をすべき旨が定められておりますから注意しましょう。

詳しいことは、お近くの法務局へお気軽に御相談下さい。

那覇地方法務局

(那覇市樋川1丁目15番15号)

電話 (098) 854-7590

## 社会を明るくする運動 7月1~31日

# ふれあいと対話が築く明るい社会

もうすぐ、子どもたちが待ち望んでいる夏休みがやってきます。勉強やスポーツ、遊びなど、さまざまな計画を立てていることでしょう。

しかし、一方で夏休みは少年の非行が増える時期でもあります。ちょっとした気の緩みからシンナーに手を出したり、万引をしたりする子どもたちがいることも事実です。

情報過多の時代といわれる中、子どもたちを取り巻く社会全体の環境が悪化していることも少なからず原因があるでしょう。しかし、一帯



大きなウェートを占めているのは、わたしたち大人が子どもたちとのふれあいや対話を忘れて

いることではないでしょうか。毎年7月は「社会を明るくする運動」が展開されています。子どもたちが健やかに伸び伸び成長できる明るい社会をつくるために、家庭や学校、職場、地域社会などで、わたしたち大人が親身になって子どもたち

とふれあい、対話を心がけたいものです。そして、非行を防ぎ犯罪を起こさせない環境を、お互いにつくりあげていきましょう。

# ふね愛 わけ愛 たすけ愛

## 愛の血液助け合い月間

現在、すべての血液製剤を国内自給することが求められています。輸血用の製剤は、国内の献血により確保されるようになりました。また、血漿分画製剤のうち、血友病の患者さんになくなくてはならない凝固因子製剤についても、ほぼ自給ができる見通しとなりました。しかし、ほかの血漿分画製剤については、海外に大きく依存しています。このため、今年も7月1



日(31日)まで厚生省、都道府県、日本赤十字社主催により、「愛の血液助け合い運動」月間を実施して、広く献血思想をPRします。特に、今後一層の推進が望まれる成分献血と、四百ミリリットル献血へのご理解をお願いいたします。月間にちなんで恩納村でも次のとおり献血を実施します。村民多数のご理解とご協力をお願い致します。

日時 7月13日(火)

午前10時~

午後4時

場所 恩納村役場玄関前



電話を通して『健康』をおとどけます。

**24時間**

健康テレホンサービス

(那覇) 833-4466

(098)

### 7月のプログラム

- 月 …… 日焼けと肌
- 火 …… 尿が出ないとき
- 水 …… 目の乾燥症(ドライアイ)
- 木 …… 歯みがきの習慣
- 金 …… 生理痛
- 土・日 …… 耳あか

沖縄県保険医協会 〒902 沖縄県那覇市国場1014番地 TEL.098-832-7813

海の記念日

7月20日

海の旬間

7月20~31日

海にひらこう

われらの未来



# 夏はセーフティ&ハッピーエンド!!

## 夏の交通安全週間

7月21日～7月30日

レジャードライブ中の交通事故を防ぎましょう。

### ゆとりのない無理なプランは事故のもと

- 出発直後、いつもの道は油断禁物。  
1～2時間ごとに必ず休憩タイム。  
疲れのたまる帰り道こそ慎重運転。



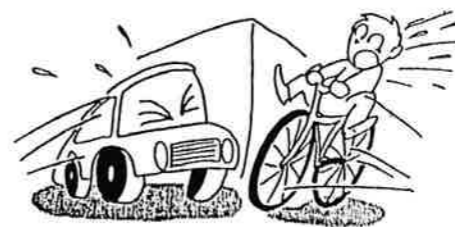
夏休み中の子どもを交通事故から守りましょう。

### 「止まる・よく見る・確かめる」で横断指導

- とび出しや車の直前・直後横断は絶対禁止。  
車が通り過ぎるまで待つように指導を徹底。  
自転車は一時停止と安全確認の習慣づけを。



## 交通事故 無料 ご相談



●電話のご相談もお受けします

TEL. 098 **868-8950**

相談日/月曜から金曜午前9時半～12時  
午後1時～4時40分(祝祭日を除く)  
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます  
◎弁護士相談日/毎月第3金曜日の午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会

### 沖縄自動車保険請求相談センター

那覇市松山1-1-19安田生命那覇ビル6階 自算会沖縄調査事務所内 TEL. 098-861-1137

## 児童扶養手当て何?

一人ひとりの児童が心身ともにすこやかに成長して欲しい、これは国民すべての願いです。  
児童扶養手当制度は、離婚や死亡などによって父のいない(父のいない状態の)児童が充実した家庭生活を送れるよう、その家庭の安定と自立の促進を図るための制度です。

### (受給資格)

18歳未満の児童(重度の心身障害者を有する児童については20歳未満)で次のいずれかにあてはまる場合、その母、もしくは母がいなにか監護しない場合は、その児童を養育する者に対して児童扶養手当が支給されます。

- 父母が離婚後、父と別れて生活している児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害の状態にある児童

### ない児童

- 父がひきつづき1年以上遺棄(家庭をほうり出して面どうをみなくなった状態)している児童
- 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が離婚によらないで出生した児童

### (支給の制限)

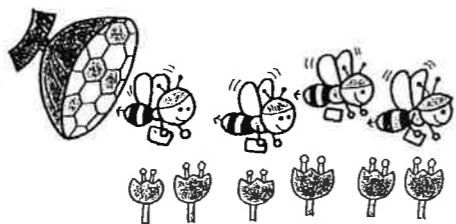
次のような場合は支給されません。

- 手当を受けようとする人及び対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- 手当を受けようとする人が国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができるとき
- 対象児童が父母の死亡により公的年金を受け取ることができるときや労働基準法に規定する遺族補償等を受けること

### (認定)

児童扶養手当受給資格のある人の住所地の市町村長がその人の請求によって受付し、県知事が認定します。(手当は認定請求のあった月の翌月分から支給されます)  
※昭和60年8月1日以降に児童扶養手当の支給要件が発生した人は、5年以内に請求をしなければいけない時期によって請求ができなくなる場合がありますので、注意しましょう。

### (支給額と支払方法)



児童扶養手当の額は、児童1人につき、月額三万八千八百六十円、2人目の児童は五千円を加算、3人以上はそれぞれ二千円づつ加算されます。(平成5年4月より)

※手当額は毎年増額されます。  
支払は、4月、8月、12月の年3回で、4ヵ月分づつ、指定された郵便局窓口、または銀行振込により支払われます。

### (届出の義務)

児童扶養手当を受給したら、毎年8月11日～9月10日までの間に、児童扶養手当現況届を、住所地の市町村に提出しなければなりません。  
もし届出を出さないと、8月以降の手当の支払いが受けられなくなります。  
また、住所の変更や離婚等、受給者及び対象児童に何らかの変動があった場合も、住所地の市町村に届出なければなりません。

### お詫びと訂正

広報おんな157号の14ページのおしらせの文中に「水道時間」とあるのは「水道週間」の誤りでした。訂正いたします。